

下水道台帳閲覧事務処理要領

- 1 この要領は、下水道台帳閲覧システム導入に伴い、下水道維持課において行う下水道台帳閲覧事務処理について必要な事項を定めるものとする。
- 2 閲覧に供する台帳は、公共下水道台帳、都市下水路台帳及び一般排水路台帳（以下「下水道台帳」という。）とする。
- 3 何人も、下水道台帳を閲覧することができる。ただし、下水道維持課長が円滑な閲覧に支障があると認める場合は、閲覧を制限することができる。
- 4 閲覧にあたり、閲覧者の個人情報、使用目的等は取得しないものとする。
- 5 下水道台帳の閲覧は、台帳閲覧システムを使用し、下水道維持課の専用カウンターにて、次により行うものとする。
 - (1) 原則として、閲覧者が閲覧専用機を操作して自由に行えるものとする。
 - (2) 閲覧ができる日は千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日とし、閲覧ができる時間は午前9時から午後5時までとする。
- 6 下水道台帳の写しの交付は、次により行うものとする。
 - (1) 縮尺500分の1とし、日本工業規格A列第3番の用紙を使用する。
 - (2) 1調査箇所につき原則として1枚とする。
 - (3) 下水道台帳の写しには、図面の精度等について注意を促すため、「本図を基に施設の設計等に当たる場合は必ず現地の施設を確認の上行ってください。」の注意書きを記載する。
- 7 公共下水道、都市下水路及び一般排水路のうち、市が管理する施設で下水道台帳に記載のないものは、下水道台帳の写しの交付に替えて、管理図面の写しを交付することができる。ただし、下水道維持課が所管していない管理図面については、その所管課が交付するものとする。
- 8 下水道台帳及び前項の管理図面の写しの交付に係る手数料は、当分の間これを徴収しない。

附則

この要領は、平成8年3月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。